

○非類似の商品・役務に係る各国の希釈・汚染関係規定の要件【概要】

	米国	イギリス	ドイツ	日本
	連邦商標法	商標法	商標法	不正競争防止法
	登録不問	登録必要	登録不問	登録不問
商標	43条(c)(1)	10条(3)	14条[2](3)(※5)	2条1項2号
同一類似	・商標: 著名必要 (※1)	・商標: 名声必要 (※3)	・商標: 名声必要 (※3)	・商標: 著名必要 (※6)
商品役務	・取引上の使用(※2)	・使用(※4)	・使用(※4)	・自己の商標として使用
非類似	・不鮮明化又は汚染による希釈のおそれのある場合	・識別性又は名声を不正に利用し又は害する場合	・識別性又は名声を不正に利用し又は害する場合	〔・営業上の利益侵害(3条1項)〕

(※1)「著名」要件を満たすためには、「合衆国の一般消費大衆により、当該標章がその所有者に係る商品役務の出所表示として広く認識されている」ことが必要(43条(c)(1))。

(※2)フェアユース等を除外する規定あり(43条(c)(3))。

(※3)「名声」要件を満たすためには、地理的には全国である必要はないが、商標に係る商品役務に関連する公衆の大部分による認識が必要(ECJ判決)。

(※4)商標的使用でなければならないとの判決例あり。

(※5)「商標」としての保護は、登録のほか、パリ条約6条の2の(未登録)周知商標であることによっても発生する(4条(3))。

(※6)『具体的にどの程度知られていれば「著名」といえるかについては、…全国的に知られているようなものを想定している。』(逐条解説 不正競争防止法(平成18年改正版)56頁)